

平成29年9月15日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成29年9月15日（金曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

委員長	西村勝男君		
副委員長	土見大介君		
委員	浅野敏江君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

---

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	阿部徳和君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	小林正人君	健康福祉部 子育て支援課長	小倉知美君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君
市立病院事務部業務課長 兼経営改革室長	鈴木康弘君		

---

事務局出席職員氏名

事務局長	鈴木康則君	事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一君
議事調査係主査	平山竜太君	議事調査係主事	片山太郎君

---

会議に付した事件

議案第 54 号 平成 29 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 55 号 平成 29 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 57 号 平成 29 年度塩竈市介護保険特別会計補正予算

議案第 58 号 平成 29 年度塩竈市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 59 号 平成 29 年度塩竈市立病院事業会計補正予算

請願第 5 号 国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願

午前10時00分 開会

○西村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いします。

本日の審査の議題は、議案第54号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第55号「平成29年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第57号「平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第58号「平成29年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」、議案第59号「平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算」並びに閉会中の継続審査となっております請願第5号「国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第54号及び第55号、第57号ないし第59号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 改めましておはようございます。

民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をいただきます案件でございますが、平成29年度塩竈市一般会計補正予算など計5議案でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当課長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。よろしくようお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。では当局より説明をお願いします。小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは生活福祉課から議案第54号平成29年度塩竈市一般会計補正予算のうち、生活福祉課所管分についてご説明いたします。大変恐縮ですが、資料番号17補正予算説明書と資料番号19議案資料をご用意いたします。

まず資料番号17の5ページ、6ページ目をお開き願います。

歳出からご説明いたします。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第23節償還金利子及び割引料の国庫補助金等精算返還金として、115万円を補正しているものでございます。今回の補正の内容についてご説

明いたします。資料番号19の25ページをお開き願います。

被災者支援総合事業につきまして、1の事業概要につきましては、平成28年度に国の被災者支援総合交付金を活用し、実施しました被災者支援総合事業の実績確定に伴いまして前年度に交付を受けた交付金を返還するものでございます。被災者支援総合事業につきましては、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅への移転など、被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、安定的な日常生活を支援するために、必要な施策を総合的に支援していく事業でございます。

2の決算状況につきましては、表の事業内容のとおりでございますが、主なものとして、①の被災者生活再建事業につきましては、被災者が円滑に自立再建できるよう相談支援員を配置したもので、支援員減による減となりまして、決算額が174万円。④の避難行動要支援者台帳整備委託事業につきましては、災害公営住宅等にお住まいの高齢者1人暮らし等の支援者情報の台帳整備で、こちらのほうは増員によります報酬増となりまして、決算額で170万7,000円となっております。表下の合計欄、交付決定額565万1,000円に対しまして、決算額合計450万1,000円となりまして、返還額115万円となるものでございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費は返還額115万円、財源内訳につきましては、一般財源となるものでございます。

生活福祉課からの説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第54号一般会計補正予算のうち、子育て支援課にかかわる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.17とNo. 19をご用意ください。最初に資料No.17の7ページ、8ページをお開き願います。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費の第19節負担金補助及び交付金として、1,650万円を計上しております。これは事業内訳欄に記載のとおり、小規模保育設置促進事業であります。今回の補正の内容についてご説明いたします。

資料No.19の27ページを恐れ入りますがお開き願います。

まず1の事業概要についてですが、子供を安心して育てることができる体制の整備に当たり、

県の補助金である子育て支援対策臨時特例基金、いわゆる安心こども基金を活用して、認可外保育施設から小規模保育事業を行う施設への移行を促進するため、賃貸物件等による事業所の設置及び改修等に要する費用の一部を補助するものでございます。なお、小規模保育事業とは、保育を必要とする0歳から2歳の乳幼児の保育を目的とした、利用定員が6人以上19人以下の施設において、保育を行う事業のことを言います。なお、この施設に対して市町村が認可を行い、国、県、市町村が地域型保育給付費という財政支援を行います。

次に、2の事業内容についてです。まず(1)の事業内容でございますが、賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に、その事業者に対して改修費や備品購入費等の補助を行うものです。

(2)の補助対象ですが、子ども・子育て支援法第43条の規定に基づき、小規模保育についての地域型保育給付の支給に係る事業を行うものとして、市長の確認を受けたまたは確認を受けることが予定されている事業者に対して交付を行うものです。子ども・子育て支援法には、市町村が公費である地域型保育給付費を小規模保育事業を行う事業者に適正に支給するために、運営基準を遵守しているかを審査する確認等の手続きを行うこととなっております。

(3)の補助基準額ですが、施設の改修費等の補助として、1事業所当たり2,200万円となっております。

(4)の補助率ですが、改修費等の4分の3を県、市が負担し、その割合は県が3分の2、市が12分の1となっております。残りの4分の1は事業者が負担することとなります。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費として1,650万円の増額補正をしようとするものです。財源内訳ですが、子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業である県補助金として、1,466万6,000円を見込み、一般財源を183万4,000円と見込んでおります。

4のスケジュールについてですが、9月中に補助要綱を整備し、10月以降に補助申請を受け付け、申請内容を審査した後、補助金の交付決定をいたし、施設の改修を事業者に進めてもらいます。なお、事業所の開設は平成30年4月からを目指しております。小規模保育設置促進事業の事業内容については以上となります。

続きまして再び資料No.17の7ページ、8ページをお開き願います。

第4目保育所費でございますが、第15節工事請負費として、129万3,000円を計上しております。これは事項内訳欄に記載のとおり、保育所管理運営事業費であります。保育所整備の一環として、清水沢保育所において朝夕の保護者送迎用の車どめを整理するに当たり、増額

補正しようとするものでございます。

それでは、次に補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料番号17の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款県支出金第2項県補助金第2目民生費県補助金の第2節児童福祉費補助金として、1,466万6,000円を計上しております。これは先ほどご説明いたしました小規模保育設置促進事業の事業費1,650万円に対して、4分の3を子育て支援対策臨時特例基金特別対策事業として、増額補正しようとするものでございます。

子育て支援課からは以上でございます。ご審議についてよろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 続きまして、保険年金課からまず議案第55号平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

資料番号17番の補正予算説明書をご用意ください。資料番号17の22ページ、23ページのほうをお開きください。

総括をごらん願います。歳出歳入それぞれ補正額欄のとおり、1億80万5,000円を追加し、補正後の額を74億6,206万5,000円とするものでございます。

ではまず歳出のほうからご説明させていただきます。

同じ資料の26ページ、27ページをお開きください。

第11款諸支出金第1項償還金及び還付元利加算金のうち、まず第3目の一般被保険者償還金でございます。23節の説明欄に記載のとおり、国庫補助金等精算返還金として、6,150万1,000円を追加するものです。これは平成28年度に国から概算で交付を受けました療養給付費負担金について、平成28年度決算により生じた余剰金を精算し、国に返還するため計上するものでございます。

次に同じく第11款諸支出金第1項償還金及び還付加算金のうち、第4目退職被保険者償還金でございます。23節にこちらも説明欄に記載のとおり、国庫補助金等精算返還金として、3,930万4,000円を追加するものでございます。これは平成28年度に社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けました療養給付費交付金につきまして、平成28年度決算により生じた余剰金を精算し、社会保険診療報酬支払基金に返還するため計上するものでございます。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。

同じ資料1枚戻りまして、24ページないし25ページをお開きください。

第10款繰入金第2項基金繰入金第1目の財政調整基金繰入金といたしまして、歳出と同額の1億80万5,000円を追加するものです。これは国などに返還するための原資を財政調整基金から取り崩し、一旦歳入に繰り入れるためのものです。

議案第55号の説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、長寿社会課から議案第57号平成29年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算の保険事業勘定について説明いたします。

恐縮でございますが、資料番号17番と資料番号19番のご用意をお願いいたします。まず資料番号17番の34ページ、35ページをお開きをお願いいたします。

今回の補正の理由は2つございまして、まず1つ目についてでございます。総括の表をごらんいただきたいと思ひます。

歳入歳出それぞれ1,718万7,000円を増額し、補正後の額を53億7,587万5,000円とするものであります。これは社会保険診療報酬支払基金から、40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者分として交付されております介護給付費の交付金などにつきまして、平成28年度分の額の確定に伴いまして、精算返還を行うものでございます。具体的な内容についてでございますが、恐れ入ります、同じ資料の38ページ、39ページをお開きをお願いいたします。

まず歳出から説明させていただきます。第7款諸支出金第1項償還金及び加算金第2目国庫支出金等返還金であります。これは平成28年度に支払基金から概算交付を受けた第2号被保険者が負担するルール分の28%についての精算返還金でございます。説明欄に記載のとおり、介護給付費等交付金と地域支援事業支援交付金合わせまして1,718万7,000円の補正計上をしてございます。

次に歳入についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、同じ資料の36ページ、37ページをお開きをお願いいたします。

第7款繰入金第2項基金繰入金第1項財政調整基金繰入金として、補正額が歳出と同額の1,718万7,000円でございます。これは平成28年度の決算の余剰金を介護保険特別会計の財政調整基金に積み立てておりましたが、今回の精算に当たりまして、基金を取り崩し歳入に繰り入れるものでございます。

次に、補正内容の2つ目になります。

同じ資料の40ページをお開きを願います。

これは平成30年4月からの地域包括支援センターの委託に向けまして、契約の準備を行う必要があるため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。当該年度以降の支出予定額に関する調書でございますが、平成29年度から平成32年度までの市内4つのセンターの支出限度額としまして、2億3,808万円を計上してございます。その内容について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、資料番号19の37ページをお開きを願います。

地域包括支援センターの内容についてでございます。1の概要でございますが、浦戸地区を除く市内の地域包括支援センター4地区につきまして、平成29年度末で委託期間が満了するため、次期の平成30年度から平成32年度の委託契約を行おうとするものでございます。

センターの業務内容ですが、大きくは(1)の包括的支援事業などと(2)介護予防支援事業等ケアプラン等作成の2つでございます。さらに(1)の包括的支援事業等につきましては、①の介護予防ケアマネジメントなど、それから②の地域介護予防活動支援事業などで構成されます。②につきましては、平成28年度から機能強化分として追加しているものでございます。

3番の地域包括支援センターの状況と高齢者数の推移ですが、まず現状の地区割りでございます。南部・東部地区、西部地区、北部1地区、北部2地区、そして浦戸地区とする体制は、平成27年度から実施してございます。浦戸地区は直営、それ以外の4つの地区は委託でございます。高齢者数はそれぞれ記載のとおりでございますので、ご参照願います。

次に4番の必要経費でございますが、この表の一番下の計の欄でございます。委託4施設分の運営費としまして、単年度当たり7,936万円、3年分の合計としまして、2億3,808万円を計上してございます。

5番目のスケジュールでございます。平成29年10月、来月でございますが、地域包括支援センター4地区の委託事業者募集を公募型プロポーザル方式で開始をしております。その後審査を行いまして、12月までに委託業者を決定し、その後は記載のとおり、平成30年4月の新契約による事業開始に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に債務負担行為限度額の設定についてですが、6番事業費及び財源内訳の表をごらんいただきたいと思っております。

事業費限度額は平成32年度までの期間で、2億3,808万円でございます。財源内訳でございますが、本市の一般財源分は、介護保険事業のルール分が19.25%ですので、4,583万1,000円

を計上してございます。平成30年4月に向けまして、身近な地域で気軽に相談できる体制の確保と事業の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

長寿社会課からは、以上でございます。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 では続きまして、保険年金課から議案第58号平成29年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書をご用意ください。資料番号17の41ページないし42ページをお開きください。

総括をごらん願います。歳入歳出それぞれの補正額の欄のとおり572万5,000円を追加し、補正後の予算額を7億4,462万5,000円とするものでございます。

ではまず歳出からご説明いたします。同じ資料の45ページないし46ページをお開き願います。

第2款第1項第1目後期高齢医療広域連合納付金でございますが、19節に説明欄記載のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金として、476万円を追加するものでございます。これは、繰越金のうち、広域連合に納付すべき金額を計上するものであります。

次に47ページないし48ページをお開き願います。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第1目保険料還付金であります。23節に説明欄記載のとおり、過誤納還付金などとして、96万5,000円を追加するものでございます。これは繰越金のうち、平成28年度決算時点における還付未済額を被保険者に還付するため計上するものでございます。

続きまして歳入のほうに移ります。2枚戻りまして同じ資料43ページないし44ページをお開きください。

第5款第1項第1目1節繰越金に、歳出と同額の572万5,000円を追加しておりますが、これは平成28年度決算の収支差分を計上するものでございます。

議案第58号に係る説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 それでは市立病院から、議案第59号平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

資料番号の18、平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算をご用意願います。1ページをごらんいただきたいと思います。

第2条でございます。今回新たに施設改良費を500万円業務の予定量に追加するものでございます。

次に業務の予定量に対します予算といたしまして、第3条において資本的収入及び支出を補正しているところでございます。初めに表といたしまして、第3条中第1款資本的支出第1項建設改良費をごらんいただきたいと思えます。3階病棟にございます空調設備が経年劣化によりまして作動不良となったため、新たに整備する費用といたしまして500万円を増額補正するものでございます。これにより第1款資本的支出は1億246万4,000円から1億746万4,000円となるものでございます。

整備費用に対する財源といたしましては、企業債より対応することといたしております。

資本的支出の上段の資本的収入の欄をごらんいただきたいと思えます。

第1款資本的収入第2項企業債を支出と同額の500万円増額補正してございます。これにより、第1款資本的収入は5,813万1,000円から6,313万1,000円となるものでございます。

続きまして第4条をごらんいただきたいと思えます。

第4条では、企業債の限度額として当初予算に計上しておりました2,160万円の減額を資本的収入の補正額500万円と同額増額補正をいたしまして、2,660万円に改めてございます。

2ページをお開き願います。

上段の表は平成29年度塩竈市立病院事業会計補正予算実施計画でございます。収入といたしまして、第1款資本的収入第2項企業債1目企業債につきまして、500万円が補正予定額の欄に記載されてございます。支出といたしましては、第1款資本的支出第1項建設改良費第3目施設改良費につきまして、同じく500万円が補正予定額のほうに計上されてございます。下段の表につきましては、補正予算説明資料となっておりますのでご参照願えればと思えます。

市立病院からの補正予算は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それではこれより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 質疑をさせていただきます。補正予算のほうですけれども、資料番号19の27ページをお願いいたします。

こちらに小規模保育設置促進事業についてということで、認可外保育施設から小規模保育事業ということで移行するようですけれども、塩竈市において同様の認可外保育施設というの

ほどの程度あるんでしょうか。教えていただければ。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 塩竈市におきましては4カ所の認可外保育所がございます。  
以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 恐れ入ります、ありがとうございます。それで認可外保育施設からその小規模保育事業を行う施設へ移行するには、何か条件的なものはどういったことがございますか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず小規模保育事業を行うということに対して、市が認可を行います。それでもって小規模保育事業を市のほうで開始することができるということになります。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 そのとき何か条件的なものというのはある程度規定されておりますか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育事業をするに当たりまして、認可のために申請書を提出していただきます。その中でそれぞれ基準がございますので、それが基準以上になっていることを確認しまして認可を行うものになります。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 そうしますとね、例えばどういった、例を挙げますとどういったことをクリアすればこういった移行ということになるのか、ちょっと教えてください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 例えば子供の数に対する保育士の数ですとか、それから施設の面では面積が確保されているかということ、そういったことについて。それから衛生管理ですとか、それから何か火事ですとか不審者が入ったときのそのような緊急時の対応策がとられているか、そういったことについて一定の基準を設けております。以上です。

○西村委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。認可外保育施設というのは身近なところにもあるんですが、やはり面積的に非常にお子さんがいらっしゃるのに狭くないのかなというようなことも見ておりました。その施設かどうかちょっとわかりませんが、ほかのところを借りてと

か、あるいはその施設を移動してまた新たないい環境に置いていただけるということで大変いいことだと思うんですが、今塩竈の現状として4カ所あるということなんですが、できればそういう形で保育環境をよくするための移行というか、そういったことをぜひこれからもやっていただいて、できるだけお子さんたちが同じいい環境において保育されることをお願いしたいと思います。

今後の見通しとしてちょっと教えてください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 認可外保育施設について、今後事業者がどのような運営をしていくかについては、市のほうでも意向を確認しながら、あとは小規模保育施設、小規模保育事業というものがあるということをご説明しながら移行については確認をしていきたいと思っております。以上です。

○阿部委員 ありがとうございます。結構です。

○西村委員長 次にいってもよろしいですか。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。私からは、資料No.19を使って大きく2点質問させていただきます。

まず1点目のほうは、先ほどの阿部委員と同じく27ページ、小規模保育設置促進事業についてから質問させていただきます。まずこのご説明いただいたものの確認の前段としてなんですけれども、今回この議案をここに出されたときの理由として1つ、もう既にこれを申請される方というのはいらっしゃったという話はお伺いしております。その中で以前私がお聞きした説明の内容の中で、今回対象児童は0歳から2歳ということなんですけれども、もともとあった別の認可外を1回取りやめてこちらに新しくするという話で、その中で0歳から2歳を今回小規模の対象ではあるんですが、もともとの施設で3歳以上だった子は今回も一応継続として、意思があれば入所することができるというようなことをまず聞いたと思うんですけれども、その点について間違いはないかご確認をお願いいたします。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 今現在認可外保育所のほうには0歳から5歳のお子さんが入所しております。ですので、来年度からは小規模保育事業に移るということで対象が0歳から2歳となります。ただし今現在利用されている3歳以上のお子様についても、特例ということで希望するお子様については利用可能といたします。ただし来年度から3歳以降新規に

利用したいというお子様については対象にならないということになります。よろしく願いいたします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今回この小規模保育ということで0歳から2歳ということで、やはりこの小規模保育事業というところで、一つ課題として挙げられているのが3歳以降のお子さんをどうするのかということで、要するにこの周辺地域の幼稚園なり保育所、保育園なりに皆さん移っていくということになるんだと思うんですけども、今回設置場所が北浜ということだったと思うんですが、この周辺の地域のほかの関連施設というものは、市として考えた場合も受け入れは順調に進みそうなものなのか。要するに関連保育施設との連携というのは今後うまくいくと予想されてのこの設置ということになるのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 3歳以降の利用についての関連保育施設との連携についてのご質問ということで、北浜地区でございますので、その地区には北浜保育園という保育園もございます。それから2歳までの施設になりますので、そのあとの保育というのは必ず必要になってきますので、3歳以降の利用につきましては保護者の希望を聞きながら市のほうで調整しまして、入所するというのを考えていきたいと思っております。以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ぜひ親御さんたちが0歳で入所して、また3歳でどこかに移動するときに苦勞するということがないようにご配慮いただければと思います。

あと小規模保育ということで、小規模ならではのメリットというのはたくさんあると思うんですけども、逆のデメリットというか難しい点として、1つは面積が小さいというのがあるんですが、子供たちの遊び場というのが一つ限られてくるんじゃないのかなと。これまでの小規模の事例もいろいろ見てきて思いました。0歳から2歳なのでそんなに広い場所は必要ではないと思うんですが、今回3歳以降の方も入られているということがあったり、2歳ぐらいになればある程度行動範囲も広がってくるのかなと思います。そのときに外に例えば、もともと西町のほうにあるところもそうですけれども、お散歩に行くということを考えたときに、その地域に例えばお散歩の受け入れ場所となるような広いスペース、公園ですか、そういうものがあるというのも一つ重要な課題となると思うんですけども、この施設、今回の事業者さんが北浜に設置するということに関して、このようなその周辺地域が

どういう設備がそろっているとか、そういうものの検討というのはされるのでしょうか。

もしくは、市としてそういうものを条件として入れるということはあるのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 小規模保育事業所の場合、園庭をまず整備しなければいけないということにはなっておりません。ただし今回の整備する施設に関しましては、1軒の家を小規模保育事業の施設として活用するんですけれども、庭がございまして70平米ほどの庭を園庭にして子供たちを遊ばせたいということを事業者の方から伺っております。それからお散歩ということなんですけれども、車だと交通のほうも注意しながら保育されている方にお散歩、周辺をしていただいたりだとか、公園のほうにちょっと近隣にはなかなか公園はないと思うんですが、そういった公園などにお散歩に行ってください。それから事業者のほうで少し小さいんですけれどもマイクロバスなどを送迎用などで整備したいというか購入を考えていることを聞いております。そういった場合に少し遠くの公園などに行って遊ぶことが可能ですという、そういうことを考えていますということも事業者のほうから聞いております。以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今回北浜でそういう環境であるということであったんですけれども、市内に4カ所認可外の保育施設があるということで、後々残りの箇所も移行していくのかなというふうに考えております。その際もぜひ条例とか国から来たもののルールの中で定められている要件以外にも、そういう周辺で遊べる環境ですとか、あとはそういうものをぜひ塩竈のほうで考慮していただいて、より利用者が利用しやすい場所にしていただきたいなと思っています。

ちょっと最後にこの点について質問させていただきたいんですけれども、残り3カ所認可外があるということで、これも移行が考えられるんですけれども、塩竈市として考えた場合、市内のどの辺りにあるのが設置されるのが望ましい、子供の分布とかもあると思うんですが、望ましいとお考えですか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 どの地区に保育施設があるといいかというご質問になるかと思いますが、のびのび塩竈っこプランという計画の中で、保育行政のほうを進めております。その中で今後それぞれの施設がどこの地区にどういう施設があるということで進めているわ

けですけれども、空白となる地帯だとかがないように行っていかなければいけないということは感じております。どの地区に必要かということはちょっとなかなか難しい、そこまでの検討は今のところはしておりませんが、今後そういう空白がない、皆さんが利用しやすいような施設の整備をしていきたいということは考えております。以上です。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。塩竈、そんなに面積が大きいわけではないので、親御さんが送迎すればいいんじゃないかなというところも考えとしてはあるんですけども、ぜひ今後塩竈という土地をうまく利便性を高めていくためにも、例えば市のほうで一時話がありました空き家バンクみたいなものですか、そういうものも含めて空き家、空き土地の活用というのはしっかりデータとして把握して、今後そこら辺に設置するんだったら少し優遇しますよとか、そういうような戦略的な町の再構築というのを考えていただけたらなというふうに思います。以上質問をこの質問については終わらせていただきます。

続いて、同じく資料No.19の37ページですね。地域包括支援センターの委託についてのほうを質問させていただきたいと思います。ちょっと私が説明を聞いていなかったのかわかりませんが、この資料の3番、地域包括支援センターの設置状況と高齢者数の推移のところの高齢者の数というものは、それぞれの地区にお住まいの高齢者全員のことを指しているのか、それとも何かしらの登録作業をされた方の人数を指しているのか、その点についてちょっとお教えいただきたいと思います。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 3番目の高齢者数の推移のところでございますが、この地区にお住まいの方の高齢者の数でございます。このように推移していますという状況をお示しさせていただきました。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。先日配っていただいたこの塩竈市統計書というのを参考にさせていただいたんですけども、ただ平成23年3月末もしくは平成28年3月末というところを見ると、実は塩竈この統計書のだと平成27年10月がデータの収集日ということになっているんですけども、高齢者数が1万6,852人ということで、ここに今回議案のほうの資料に載っている数というのは200人ぐらい多いことになります。そうするとこれというのは各地区で重複されている方がいらっしゃるのか、それともこの統計書のほうで見たときに不明と書

かれている方々がここに入るのか、それぞれちょっと細かい数字で申しわけないですけども、どういう取り扱いになっているのかをご説明をお願いいたします。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今回お示しさせていただきました資料につきましては、昨年のは3月末の住民基本台帳の数字でございまして、10月ですと国勢調査のほうの数字、済みません、私今手元に数字を持ってございませんで、そのずれか期間のずれではないかなと思われま。よろしくお願ひします。

○西村委員長 土見委員。

○菊地委員 ありがとうございます。じゃあ資料についてはわかったということで、中のほうに質問入らせていただきたいと思ひます。

今回新しく委託事業者を選定するということなんですけれども、これまでの委託期間というものの事業評価というのはなされているのかどうかというのをまずお伺ひしたいと思ひます。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 評価についてのお尋ねでございまして。平成28年度以降現在の地区割と受託者となっている状況でございまして。この状況につきましては、地域包括支援センターの条例により設置しております市の地域包括支援センター運営協議会のほうに、毎年前年度の実施状況を報告をさせていただいて確認をさせていただいております。現在の状況でございまして、年を重ねるごとにこの状況が浸透してきてございまして、各地区とも地域の期待に答えていただいて、役割を果たしていただいております。よろしくお願ひします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今事業評価の内容が何ともわからないので、何とも言いがたい部分もあるのですが、評価としては一つはそれぞれの事業者が適正な人員配置だったり、専門性を持っていたり、あとはその施設としてちゃんと消防なり何なり適正にされているとか、さまざまあると思ひます。その中それぞれのそういう専門性とか設備的なものというのは最低限必要なものとしてあると思ひますけれども、その上でじゃあこの2番のセンターの業務内容というところに書かれているような、ケアプラン等の作成をするですとか、あとは一番は主に高齢者の皆さんとお話をする中でいろいろアドバイスをしていくというのが大きな内容になると思ひますけれども、そういう行動に対する事業評価の指標といたしまして、

その評価方法というのはこの事業評価の中には含まれているのでしょうか。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 先ほどお話しさせていただきましたのは、運営協議会のほうへの実績の報告でございました。これらの業務の量などの報告でございました。それから今委員からご質問のありました基準などに照らしてなどのところにつきましては、今月、来月のところのこれまでの実績の内容を確認させていただく段取りとなっております。それらの状況、資料なども踏まえながら今後の選定のほうには生かしていけるかなと思ってございます。以上でございます。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。それぞれの地域で高齢者とひとくくりにしても、支援が必要な方、介護が必要な方、またその度合いであるとか、もしくはその介護予防ということで、まだちゃんとご自身で生活ができる方、それぞれさまざまな条件というのがあると思います。それぞれ抱えている高齢者の数というのを把握しているのと同時に、ただそれぞれの方のそういう状態というの把握した上で、じゃあこの地域であればこれくらいの支援だったり介護の割合だからということも踏まえた上で事業の成果指標というのを定めていって、事業評価というのをさせていただけたらと思います。そういう評価の仕方というのはする予定なのでしょうか。

○西村委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 介護事業所指定を受けた事業所につきましては、まず指定のときに一度基準に照らしての評価をして指定というのは公表してございます。中間なりのところでまた同じようなところがございまして、今回はその今までの実績に対してのところを評価させていただくものでございます。内容、質とか量とかそういったところにつきましても見させていただくことを予定してございます。以上でございます。

○西村委員長 健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 土見委員がご心配の部分は評価、それから今後の委託をどうするかといった部分だと思いますけれども、まず今課長が申し上げましたように事業評価ということで、本市の保健師などが中心に事業の内容を4つのセンターを全部訪問して、どういう取り組みをしてきたのかチェックしていく。それからあと運営評価ということで、事務方が出向いて運営の中身についても評価をさせていただいて、点数化させていただきます。それで60点を

下回る事業所については、この予算をお認めいただきましたら、私どもはプロポーザル方式で提案をいただいて契約をするというふうになっておりますけれども、60点を下回った場合は、そのプロポーザルの参加資格がないという評価をさせていただきます。同時にほかの町では70点を越えたところに随意契約をするという手続きをとっている町もございますけれども、私どものほうでは60点を下回った場合にはプロポーザルに参加できないと。一定の基準を満たしたところだけが参加できて、次の契約のほうに結びつけていくという段取りで考えておまして、予算がお認めいただけました後には、そういった契約手続きで再度公募して提案をいただいて、ベストなところと契約をしていくということで考えております。以上でございます。

○西村委員長 次に。小高委員。

○小高委員 それでは私のほうから何点か伺いたいと思います。

まず資料番号19、25ページの被災者支援総合事業についての補正であります。この増減の主な内訳ということで、ページ中段に記載をされております。この中身を見ますと、一つはその非常勤職員の方をふやすところもあれば支援員の方減らすところもあると、そういったさまざまな内訳といたしますか、そういった部分を書いてあるわけですが、例えば②のところ、この絆づくり事業開催回数が4回から1回の減と。あるいはその下の部分でも交流会回数の減というところもありますが、こういったところが減になったその理由といたしますか、その現状といたしますか、そういった部分についての説明をお願いしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長 毛社会福祉事務所長 県生活福祉課長 ただいまご質問ありました開催回数の減の理由ということなんですが、まずちょっと表現の部分、大変申しわけなかったんですが、②の健康な食事を通した絆づくり事業ということで、この事業につきましては、浦戸地区の災害公営住宅の入居者に対しまして、食を通じた絆づくり、栄養バランスのとれた食事づくりを実施したものでございますが、ちょっと予定回数につきましては、4回を予定していたところなんですが、実際は予定回数はクリアしたというか4回は実施したんですが、この中身が非常勤の栄養士の報酬ということで予定していたんですが、非常勤の栄養士ではなく職員のほうでちょっと対応したということの、ちょっと表現がわかりづらくて申しわけございませんが、予定回数はクリアした、行ったということなんですが、派遣したその非常勤の職員の費用の分が減になったといった部分でございます。ほかの交流の部分とか、そうい

った部分につきましては同様な形になりますので、当初予定していた非常勤の職員ではなく非常勤等の人件費等について職員のほうで対応したといった内容となっていますので、よろしく申し上げます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。じゃあ全体的にちょっとお話をさせていただくと、やってほしいのにやってくれないみたいなそういった事情ではなくて、非常勤の方ではなくて職員のほうで対応ができたということによってということで、この点については理解をいたしました。

続きまして27ページ、これまで出ておりますが、小規模保育設置促進事業について私のほうからも少しお伺いしたいと思います。それで先ほど阿部委員あるいは土見委員のほうからもそのご心配といいますか、そういった部分が出ておりましたけれども、いわゆる保育の質がどのように担保されるのかというような観点におきましては、市の認可を受けるに当たって、一定の基準というものが設けられると。従前の説明では、市の認可保育所に準じたような基準ということでご説明をいただいたんですが、捉え方としてはそういったことでよろしかったでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 認可保育所に準じた基準ということで捉えていただいて結構だと思います。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。その一方で先ほどお2人の委員からもお話ありましたとおり、例えばその基準というものを見ても、例えば園庭整備は条件ではないということがありますが、あればあったに越したことはないわけで、そういったところで詳細の中で行って、そういったところも進めながら、ぜひお話をさせていただきたいというふうに思うわけでありまして。それで先ほど来その来年の4月スタートを目指してということできまざまございましたが、一番下段に書いてありますスケジュールの部分、そこで10月に補助申請受付ということで書いてありますが、4月のスタートというところがあるのであれば、もう少しそのスケジュールといいますか、そういった部分についての説明を頂戴したいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 4月スタートになりますので、それでほかの認可保育所、公立保育所についての来年度の申し込み受付は通常12月に行っております。今回の新しい小規

模保育施設についても、申し込み受付は12月に行う予定になっております。それから認可のほうですけれども、市のほうで認可の申請書を提出していただきまして、いろいろそろえていただく書類の関係上、認可については来年の1月から3月の間で行う予定になっております。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。その該当とされる今の認可外施設の周辺、ちょっと走りますと看板ずれていたなと思ったことがありまして、その辺りのスケジュールがきちんと進んでいるのかどうかという確認でございました。

それで1つちょっと気になったんですが、これ保育料の関係はどういうことになりますでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育料につきましては、今までの認可外保育所ですと保育所のほうで一律設定されておりますが、小規模保育施設になりますとほかの認可保育所と同じように市が定める基準の保育料となります。そちらは所得ごとで保育料が決まっていくものになります。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。それでちょっと全体的な部分といいますか、考え方の部分でちょっとお聞きをしたいんですが、今回のこの小規模保育設置促進事業ということで、その対象が0から2歳児ということになっているわけでありまして、いわゆるその市の保育の現状といいますか、これまでの委員会の中でもいわゆる低年齢児の部分が不足をしているというようなこともありましたけれども、今回のこの事業の位置づけというのはそこに照らした際にどういった考え方になるのかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 働きたいという保護者が年々ふえているということで、保育に対するニーズもふえている、特にふえているのが低年齢児の部分になりますけれども0歳から2歳までの保育の申し込みがふえておりますので、待機児童についてもその部分の年齢のお子さんが待機をしているという状態でありまして、低年齢児の保育をさらに整備していかなければいけないということは、市のほうでも捉えておりましたので、今回の小規模保育施設、小規模保育事業のほうを整備できるということは、0歳から2歳の保育を充実させ

なければいけないということに対しては対応できる事業だと考えております。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 と申しますのも、予算特別委員会のおきでしたか、質疑の質問の中で、その低年齢児保育に対する部分はしっかりこの責任でやっていくということで、確か市長のほうからもご答弁頂戴していたように思います。そういった点ではこの小規模保育設置促進事業を否定するものではありませんが、低年齢児の保育というものを、県からお金が下りるということで、任せただけ大丈夫というようなことではなくて、しっかりその点については市が責任を持ってその質量ともに担保していくということに留意をしてくださいということをお願いをしたいというふうに思います。

それでこの点につきましては終わりました、続きまして市立病院のエアコンの改修の部分だったと思うんですが、これについてちょっと心配になったものですからお聞きをしたかったんですが、いわゆる患者さんだったり職員の影響というものはどの程度あったのか、そこについてちょっとお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 鈴木市立病院業務課長。

○鈴木市立病院事務部業務課長兼経営改革室長 今のご質問についてお答えさせていただきます。

確かに6月に故障いたしまして、6月の中旬はかなり暑かったということでございました。それで実際には3階の病棟が故障しまして、病棟側は廊下のほうにもエアコンが並んでございます。そういったところにつきましては、例えば冷風機、そういったものを部屋のほうに送り込んだりということで何とか対応してしのいだというところがございます。以上でございます。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。病院の中のことでしたので、その当然体調を崩された方が基本的にお見えになるところだと思いますので、その点については早急な対応が必要なのかなというふうに考えております。

それで済みません、ちょっと1個飛ばしてしまったので、少し戻りまして清水沢保育所の車どめ工事の関係、補正予算の部分で最後にお聞きをしたいと思うんですが、いわゆる保護者の方々の駐車スペースの確保という見方でよろしかったでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育所を利用される保護者が朝、それから夕方にお子さん

を送迎するときの駐車スペースということになります。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。恐らく保育所の運営に当たってはどこもそういったご苦労あるんだと思うんですが、例えば駐車場がいっぱいになってしまって路上駐車が非常に多いだとか、そういった状況というのはさまざまな保育所でお聞きをするわけでありまして。そういった点で今回の整備によって、いわゆる近隣への迷惑等も含めてそういった部分が一定解消されるという捉え方でいいのか最後にお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 実は清水沢保育所のほうにこのような工事、整備をするということは、清水沢保育所のほうに近隣の住民の方から車をとめて迷惑をしているというような苦情だったり、それに伴いまして警察署のほうから駐車場を整備してほしいという要望とか指導がございました。それで実は今年度から3台分は駐車場を確保しているところで土地をお借りしまして駐車場は整備しているところなんです、それでも90名定員の保育所になりますので十分ではないということで、そのあとも警察署、それから近隣の住民の方から指導だとか苦情が来ておりました。そういうことで今回整備をしなければいけないということで補正予算を計上させていただいたところなんです。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ありがとうございます。

当然そういった事情については理解いたしました。それでその清水沢保育所前の、中身を見ますと県営住宅の敷地をお借りをするというようなことでお聞きをしておりましたので、そちらのほうとも混乱等生じないように進めていただければということをお願いして私からは終わりたいと思います。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 それでは私のほうから質問させていただきます。

今回資料番号19の27ページの小規模保育設置ということをお聞きになっているんですが、私からも何点かお聞きしたいと思います。

今回の小規模保育施設のほうにこれまでの認可保育所のほうから制度をかえるという状況になったそもそもの経過をまずお聞かせいただきたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

- 小倉健康福祉部子育て支援課長 認可外保育所の事業主のほうから市のほうに来年度小規模保育事業を始めたいというご相談がございまして、市のほうで補助だとかそういった制度があるかということ調べる中で、県のほうの基金が活用できるということが確認できまして、それを活用して整備をしたいということで進めてきているところになります。以上です。
- 西村委員長 浅野委員。
- 浅野委員 それはいつごろからだったんでしょうか。
- 西村委員長 小倉子育て支援課長。
- 小倉健康福祉部子育て支援課長 今年に入りまして4月、5月のあたりに事業者から相談を受けておりました。
- 西村委員長 浅野委員。
- 浅野委員 ありがとうございます。それで今まで営業といいますか、そういった保育所で経営されていた方たちには今回このような小規模保育所の事業に移行するという、その理由とかというのはお聞きになっていますか。
- 西村委員長 小倉子育て支援課長。
- 小倉健康福祉部子育て支援課長 今現在認可外保育所として整備していた施設、実はフランチャイズ制の保育所だったんですが、それが契約が切れるということも関連するということではありますが、より充実した施設で保育をしたいという希望もありまして、そういうことを検討した結果、小規模保育施設をやりたいということのお話がございました。以上です。
- 西村委員長 浅野委員。
- 浅野委員 わかりました。今回経営側のほうの理由もあり、またそこに市のほうのニーズもちょうどうまく合致したというところだと思いますけれども、今市内でそういった認可外の保育所は全部で4つあると聞いたんですが、この0歳から2歳、いわゆる3歳未満のお子さんを預かってくれている認可外保育所また託児所というのはございますか。
- 西村委員長 小倉子育て支援課長。
- 小倉健康福祉部子育て支援課長 認可外保育所は0歳から5歳までのお子さんを対象としている保育施設になります。ですのでそれを含んで0歳から2歳までの児童の利用をしているかと思えます。以上です。
- 西村委員長 浅野委員。
- 浅野委員 何か0歳から2歳のお子さんを預かるという託児所みたいなのがあったと聞いたんで

すが、それはないのでしょうか。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 認可外保育所が4カ所ありますが、そのうちの1つが託児所という名前で認可外保育所をやっているのですが、そちらともまた違う、ただしそちらのほうは0歳から2歳児を対象、大変失礼しました、0歳から2歳を対象にした託児所になっていますので、それになるかと思えます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 結構先ほど言ったように0歳から2歳のお子さんを預けたいという、また途中で転勤とか引っ越しとかで塩竈に来て、なかなか保育所に入れないと。今現在は3歳になったけれども結局4月の時点で2歳であったために、その2歳の枠しか入れないということで、3歳である現在は3歳以上のところの空きがあったとしても、そういった基準が4月現在で2歳であったという基準に則して入れないというお子さんも結局待機児童になってしまうと思うんですが、本当にそういった方々が今すぐにでも保育所に入れたいというそのニーズにどれだけ応えられるかというのは大変当局のほうでもご苦労なさっていると思うんですが、より広くそういった条件のところのご案内といえますか、そういったアドバイスなども当局のほうでしていただけるような進め方をしていただければ、市民の方が本当に困らずにどうか、選択肢がたくさんあるのではないかなと思いますので、ぜひその辺もお願いしたいと思っています。

続きまして、このことに関しまして、今保育所のほうが大変0歳から2歳までのニーズもそうなんですけれども、年々保育所のニーズが高まっている。それに反して幼稚園側の経営が難しくなって、そちらのほうで子供の数が減っているという、そのアンバランスな状況が本市でもあると思うんですが、今後子供子育ての中でそういった部分に関しての市の考え方というのはどのようになっているかお聞かせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 保育ニーズは高まっているけれども、幼稚園に入園している児童の数は年々減ってきているという現状があります。それで保育に対応できるような認定こども園に移行してほしいということも市のほうでは考えておりますので、幼稚園のほうに今後働きかけをしていきたいということは考えております。以上です。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

じゃあこの件はこれくらいにして、それでは25ページの被災者支援総合事業について私からは1点お聞きしたいと思います。

今回このさまざまな事業を行った結果、返還金が出たということでありましたけれども、今現在この被災者の支援、被災された方々の状況ですね、大体復興住宅に入られたり自主再建された方も多いと思いますが、この被災された方たち今6年と半たって、どういった状況なのか、そして今後どのような支援を考えていらっしゃるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ただいまの被災者の現状と今後の支援策といったご質問いただきました。

まず現状としまして、大きく被災された方、仮設住宅にこれまで入られていたと思うんですが、まずプレハブの仮設住宅につきましては、今現在もう入居者はいないといった状況となっております。9月中旬で最後の入居者が退所されたといった状況となっております。またみなし仮設住宅、こちらのほうも特定延長、今現在やっておりませんので、日々期間が来まして終了といった形になるんですが、今現在は市内で8月下旬のデータなんですが、142名の方がみなしの仮設住宅に入っています。世帯で見ますと67世帯といった形になるんですが、そういった状況です。年度内にはほぼこちらのみなし仮設のほうも終了するのかなというふう考えております。

それでそのあとどういったことになっているかと言いますと、市内の災害公営住宅等がもう完成いたしましたので、そちらのほうにほぼ完成し次第、昨年度から今年の初めにかけて随時転居してまして、そういった状況となっております。

あと支援策といった部分なんですが、先ほど被災者支援総合事業の件でお話をさせていただきましたけれども、今年度につきましても同じような形で被災者支援総合事業を実施しております。具体的には昨年度はこちらのほうに記載のとおり、5事業を行っていたところなんですが、今年度につきましては、もうちょっとふやしまして7事業実施しているような状況です。昨年度に引き続きの事業とあと新たな事業といった部分もちょっとあるんですが、ほぼ昨年度の事業は継続して実施しているような状況となっております。以上でございます。

○西村委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。それで公営住宅に入られた方々、また自主再建された方々、それぞれだと思いますが、これまでの長年住み慣れた仮設住宅からのまた新たなコミュニティーが今生まれていると思いますが、それで健康状態とかそれからまたさまざまな精神的な状況とかというのはどのように把握されていますでしょうか。

○西村委員長 小林生活福祉課長。

○小林健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 この資料の25ページですね、こちらのほうにも載っておるところなんです、被災者再建支援事業といった中で、まず被災者の今後の次の生活の状況の確認、相談を行っている就先ほどご説明したとおりなんです、このほかに被災者に対しまして訪問等を行ってまして、具体的には被災者見守り相談支援事業というのをしております。具体的に言いますと、ふれあいサポートセンターですね、こちらのほうにはきょうの説明の中には載っておりませんが、また別な事業としまして被災者見守り相談支援事業といった部分でふれあいサポートセンターのほうで、具体的には仮設住宅のときから1軒1軒安否確認等をして、1人暮らし高齢者等につきまして行っていますけれども、今年度につきましても災害公営住宅のほうにつきましては、随時回っているような状況です。約6割くらいの災害公営住宅のお宅には必ず訪問、月に必ず1回以上は訪問しているような状況となっています。またあとサロン等も行いまして、それぞれの災害公営住宅でサロンを行いながら、地域の交流とかそういったものに支援していくような状況となっています。以上です。

○浅野委員 ありがとうございます。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 私からもちょっと確認させていただきます。資料番号19の27ページ、皆さん質問しているんですが、一番最初に阿部委員がこの認可についての手続きというような質問をされました。そんな中で人数、あと職員だとかあと衛生面とかあとそういった面積とかある程度言われたんですが、いわゆる4分の3が県、市で補助をするわけなんです、事業者が4分の1だと。そうするとそういった財務的なものもちゃんと調査をして認可するものなのか、まずその辺をお知らせください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 この開所をするための経費が事業者で持てるかということ、それから小規模保育事業をきちんと運営してやっていけるだけのきちんとした経営状態にあ

る事業者であるということを確認するために、認可の申請の書類につきましては、事業所の決算書類ですとか、それから預貯金の残高証明書、そのようなものも提出していただきまして経営状態がきちんとしているかということは確認することになります。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。あとこれに関連して、先ほど万が一のことがあって安全面のことでというか、場所とかをそういう、私が思うには現場ちょっとの間見てきたんですけども、あの辺は確か津波のとき1.7メートルくらい入ったんですが、そういった面で安全面とかそういうのは大丈夫なのかというのが1点。

あともう1つは建物自体市である程度お金を出すという前提で言うと、やっぱりそうするとある程度お金を出すということは市の責任というのにもかかわってくるのではないかなと考えますと、やっぱりそういった子供たちが、未来を担う子供たちが保育を受けるにっつての安全面とかそういうものをうんと重視していただけるのかね。例えばスプリンクラーを設置しないとだめとかそういう、そこまではいかないんですか。その辺どういう状況だか、条件。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 施設のどういう材質にするかという基準だとか、スプリンクラーを設置するという事等について、ちょっと今手元にある資料では確認はできませんが、きちんと地震や火事、津波があった際にどういう避難をするかというような体制のほうはきちんとするように事業者のほうに求めますし、そういった体制はきちんとするようにしていただくことになります。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 その安全対策というのは十二分に考慮した運営をしていただくようお願いしたいなと思います。

あと確認だけしておきたいんですが、保育料というのは格差があるのかしら、安いのかしら、高いのかしら。その辺だけ教えてください。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 ほかの認可保育所と同じ基準の保育料になります。所得ごとに決まった基準がございます。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 じゃああと安全面、例えば津波とかそういったものも考慮して職員さんともし運営

されるのであれば、そういった安全対策というのは十二分にご配慮していただくよう強く要望しておきます。

あと被災者支援はもうそれぞれの委員さん、聞きたかったことを言われましたのでやめたいと思います。

それであと1点だけ、議案第55号国保について。今回一般被保険者の償還金とあと退職者等の償還金だと言うんですが、国保運営、例えば約73億6,000万円くらいの事業がなされています。このうちの今回1億円の償還関係だと言うんですが、経営状況は私が見ていると安定しているのかなと、努力のもとにね。そういった意味で高く評価しているんですが、それで間違いないのか、それとも何か不安があるのか、お知らせ願いたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 結論から申しますと今のところ国民健康保険事業は安定運営しているという状況でございます。医療費はご承知のように1人当たりが伸びておりますけれども、決算書をごらんいただいたかと思うんですが、金額ベースで考えております。これ被保険者が下がっているという状況がございます。ただやはり1人当たりの医療費が伸びていきますので、今後の財政収支状況については悪化していくという方向でなっていくんじゃないかというふうに捉えています。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。引き続き平成30年度の一元化に向けてご尽力を賜ればなと思っております。

あと病院ですが、今回500万円でエアコンの整備だということですが、病院の環境整備がこの間もエレベーターとか、だんだん整ってきているんですが、エアコンつけたからどうのこうの、エレベーターつけたからどうのこうのではないんですが、経営安定のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 済みません、資料番号19の27ページの小規模保育のところ1点ちょっと確認忘れてしまったので、1点だけお聞きをしたいと思います。

保護者の視点から見た際に、いわゆるその申し込み手続きというのは、これは一般的な認可保育所と同様の、市で受け付けて第1希望、第2希望ということになる、そういった形でなされるのかどうかお聞きをしたいと思います。

○西村委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 まず来年4月からの申し込み受付については、通常認可の保育所、公立保育所、私立保育所、12月の1週間程度設けまして集中的に保育所の申し込み受付をします。それと一緒に小規模保育施設についても申し込みを受付をします。その第1希望、第2希望と第3希望などという希望の中に小規模保育施設を入れていただきまして、希望を聞くというようなやり方になります。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。そうするとやはり留意しなければいけないポイントというのは、0歳から2歳、その上の年齢になったときに果たしてどうなのかというところ、先ほどお話しもございましたけれども、その点についてしっかりご理解を得ないまま入所ということになってしまった際に、じゃあ3歳になってからどうするんだということで非常に大きな問題に発展する可能性もあるかと思しますので、その点についてはしっかりとやっていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

○西村委員長 ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

---

午前11時25分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第54号及び第55号、第57号ないし第59号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって議案第54号及び第55号、第57号ないし第59号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

---

午前11時28分 再開

○西村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号 国保財政調整基金を使って、国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求める請願を議題といたします。

これより質疑を行います。各委員のご発言をお願いいたします。何かご発言ありましたら、小高委員。

○小高委員 それでは冒頭の部分で私からちょっと意見を申し上げたいと思うのですが、前回の審査の際に委員の方々からもその引き下げというところに関して否定するものではないと。一方でその決算というところ、詳細がわからない時点でのということで継続審査になっていたかというふうに捉えておりますが、そういった点では今回決算の数字、さまざま出そろいまして、その中でその国保の運営という部分で見た際に、その剰余金の部分で1億8,000万円ちょっと、ただその予算の中に四千数百万円ということで、2億3,000万円近い額が今回金利に積み上がるというようなこともございましたので、今回に関して言えば実際その基金の部分についても、詳細出そろったということでその引き下げの決議というところができるのではないかなと思っております。まず以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご発言ある方。菊地委員。

○菊地委員 私ども6月定例会のときにみんな一応引き下げの方向でぜひお願いしたらいいのではないということでいろいろこの委員会で、皆さんはやっぱりそういったものは賛同するけれどもちょっとまだ早いのではないのとか、いろいろデータがなかったとかという話がありました。あれから3カ月になって、今回9月の決算特別委員会でも国保運営の財政的なものは安定かつ運営がされているということで、やはりここで決議を出したからと言っても12月から値下げというふうにはならないと思うので、先の先を見越してここで当局のほうに決議を出して、そして当局のほうも来年度の平成30年度に安心して値下げができるように取り計らってもらうためにも早めの決議がいいのかなと思っております。いろいろな塩竈は特に安定した経営がなされていると思います。全国の国保事業者の内容を見ますと、大変な事態になっていますので、塩竈は値下げをずっと当局のご尽力でされてきているというのはやっぱり

市民にとって福祉的な面から見ても国保税の引き下げというのは、下げられるというのは最もいい福祉サービスの一翼を担うんじゃないかなという思いで、きょうの委員会に私は臨んでおります。そんな意味で各委員の皆様方のご賛同を得ながら国民健康保険税の大幅引き下げの決議を求めるといふものに賛同してまいりたいなと思っております。それについて当局がこの決議をもらっても下げ幅は当局で一生懸命計算していただいて、住民サービス、福祉の向上につなげていただけるよう、あとは議会として後押ししていけばいいのかなという思いでおります。以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかに。浅野委員。

○浅野委員 当局のほうにちょっとお伺いしたいと思います。先ほどの議案の中でも個人の医療費はふえているというふうなお話があったんです。全体的な部分で給付が抑えられたので今回余剰金というか1億円ほど財政調整基金に積み増しができるというふうな、今経営的には安定していると聞いたんですが、今塩竈市の市民の高齢化もありますけれども、健康状況、そしてお医者さんにかかっているような状況とか、不安材料がないのか、やっぱりちょっと寒さに向かってさまざまな感染症になる人が出てきます。私たちはやはり値下げすることには反対ではありませんが、急に何かの事情があって給付がふえてやむなく値上げもしなければならぬという、そういったはね返りが大変怖いのと、それから平成30年から県のほうに一元化になったときに、果たしてその保険料がどのぐらいになるか、12月ぐらいには見通しがつくというふうなお話があったので、そういった時期も決算の資料だけでなく、そういった県のほうの見通しもまだ見えない部分での不安材料がございます。そういった意味で今の市の状況はどういったところなのか、その辺ちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 健康状況を計る指標としましては、1人当たりの医療費というものが指標の1つとしてあるかと思っております。宮城県内は35市町村ございますけれども、塩竈市の医療費順位、これは2番目というふうになっております。これは地域経済病院の設置数とか交通機関の利便性、あと人口集中がどれくらいあるかということで、一概には言えませんが、健康指標として申し上げられるのは1人当たりの医療費としては、塩竈市は県内で2番目の状況にあるということをお知らせさせていただきます。

○西村委員長 ありがとうございます。浅野委員。

○浅野委員 ちなみにどのぐらいの金額で、そして市のほうでは確かさまざまな、こういった病

気が多いかと、そういった資料も用意しているかと思うんですが、その辺もちょっと健康状況をお知らせください。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まず1人当たりの医療費がどれぐらいかということがございますが、現在確定しておりますのは平成27年度現在の医療費ということになります。こちらの費用については39万9,446円、これが1人当たりということになります。これはおおむねですけども、これは県平均と比べまして10%ほど高い状況ということになっております。

それとどのような疾病がということになりますが、やはり高年齢層が高いという傾向がございますので、高血圧とかそういった疾病がかなりの上位、費用額としても上位を占めておりますし、また1人当たりの医療費ということでは、今回言われております人工透析関係をされている方はどうしても費用がかかるという傾向がございます。そういった傾向が本市としてはございます。よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご発言ありませんか。阿部委員。

○阿部委員 大変国民健康保険関係は健全な経営をされているという塩竈市の状況でございます。私も6月にこの請願が上がってまいりまして、国保の基金残高を見ますと、もちろん皆さんにお戻しするということに対しては反対ではございません。もちろんそうなるのではないかとこの予測もしております。ただ、県のほうの一元化ということで、まだまだちょっと県のほうからはっきりした指針が示されておられません。

それともう一つはやはり今浅野委員がおっしゃったように、医療費というのは常に歳出しているという状況があるというふうに思っております。例えば決算で見ますとある程度豊かな財源があつてというふうには見えるんですけども、やはりきちとした県の指針を待って、その上で幾ら幾ら市民の皆さんに還元できるのかということがはっきりした状況のもとでお戻しする、そういった引き下げをするということであれば一番理想ではないかと思っておりますけれども、その辺当局のほうはどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今お話がございました県のほうからの指針というこれは、平成30年度から始まる県の国保都道府県単位化を踏まえてということになりますけれども、これの市町村の立場からすると、その運営資金の納付金がどの程度になるかという根幹部分にな

ります。これの数字についてですけれども、現段階で把握している範囲では年内と。年内にはそういった数字について公表されるのではないかというふうには見聞きはしておりますけれども、そういう情報は今のところはまだ確定した数字というのはいたっていないという状況になっています。よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。皆さんの状況をお聞きしまして、引き下げということには完全になるだろうと思えますけれども、どの程度ということに対してはまだ条件がはっきりいたしません。その辺でもうちょっと時間をみてもよろしいのではないかというふうに判断をしたいと思います。以上です。

○西村委員長 菊地委員。

○菊地委員 今阿部委員は引き下げはしたほうがいいのか。しかしその条件、幾ら引き下げるか。ですから当局にこの決議を出して、当局に幾らくらい引き下げられるのかどうかというのを計算してもらおう。例えばそういったことを我々議会議員がそういうことは当局にするというのがやっぱりこの委員会の役割でないかなと。何もかも全部当局任せでは、そろったらわー、何したらわー、というよりもやっぱり議会の意思として住民の声、意見を通すという意味で、住民はこういうふうに思っていますよと。ですから決議として引き下げを行ってくださいという決議になれば住民の福祉向上につながるというのではないかなと。何も躊躇する何のものにもないと私は思っております。県のほうのいろいろなデータが遅れているというのも承知していますが、やっぱり県のいろいろな県議会議員さんたちに聞くと、各市町村のいわゆる保険税の額上がるどころ下がるどころ、いろいろあるのでその考えもあるようには聞いているんですが、ですから塩竈は県下でやっぱり塩竈市としての地方自治の確立のためにも運営上、自分たちの考えで引き下げを断行していくというのが筋じゃないかなと思っております。ほかも下げたから右倣えでは、やっぱり塩竈の全般的な福祉の向上にはつながらないと私は思っておりますので、やっぱりみずから私たちの事業を国民健康保険の事業主である塩竈市が住民サービスのためにやっていきましたよという計算をしてもらって下げるという作業を来年の3月までに準備してもらおう決議だと私は思っておりますので、今ここで決議したから12月に下げなさいという決議では私はないと思っておりますので、その辺をやっぱり先ほども申しましたとおり、行政側が事務作業しやすいような方向性を我々議会として推進していくのが一番いいことではないかなと思っておりますので、私は何も躊躇することはない

というふうに考えております。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご発言ありませんか。浅野委員。

○浅野委員 やはり医学は病気になってから給付するという時点では多額のお金がかかる、言わば何事も予防医学ということが大切だと思っています。そういった点で塩竈市はこれまでも人間ドックからそれから脳ドック、今回10月からもインフルエンザの予防接種に対しまして64歳以下の方にも助成をしていただくというような、ほかの市町村では取り組んでいないことも次々にやっていただいて、やはり市民の健康をどうやったら維持するかということにこれまでも力を注いでいただいたと思っています。私も保険税の値下げとかそれから高い国保税とかという言葉はよく耳にします。確かにそれを支払うことは並大抵のことではありません。でもそのたびに逆に国保税が値下げになって、支払いが楽になったと言いましても、やはり0.0何%とかということになってくると、全体的には大きいかもしれませんが、やはり個人々人にとって割と微々たるものだったり、意外とこんなものだったのというような思いもするところがあります。今言ったように不安材料というのは決して1つや2つではありません。県内でも第2位のその給付費がかかっているということとか、それからこれからの県の対応がどのようになるのかということもまだはっきりとした見通しが、あと2、3カ月では済まないかな、半年以内に全てが明確になって来年の4月からは否応なく県のほうに運営を任せるといった状況になると思いますので、私はここあと数カ月、それこそ県の対応とそれから市のほうで、そういった財政調整基金があるのであれば逆にもっと市民のための健康を維持するための施策は何かないのかと、そういった部分に力を注いでいただいたほうが市民全体のために私は活用できるのではないのかなと思っています。そのために今回拙速的に値下げを市の当局のほうに申し入れるというよりは、とにかく健康維持するための施策をしていただいて、そして県の動向また市の財政の安定の確定的なものを見定めた上で市のほうにベクトルを向けていっていいのではないかなと思いますので、私はもう少しこれは慎重に審査すべきだと思っています。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ほかにご発言ありませんか。土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。私としても下げる方向がいいのかなと、その点は思うんですけども、一つちょっと考慮しなければいけない点として、こういうもの、今年の決算のところで1.8億円の積み上げというのはあったんですけども、この単年度というよりはもっと長い目で見たトレンドというのを見ていかなければいけないんじゃないのかなと。その中

で今後県に一本化するという話は進んでいくというのはわかるんですけども、その数値がまだ全然わからないという現状がある中で、その数値の部分はちょっと一旦置いておいて、今後県が一括して運営のほうにいく。そのあと最終的には一本化をやるという流れになっていくと思うんですけども、大体どういうスケジュール下で進んでいくものなのかと、あとはもしくは県一本になったときにもっと今あるこの基金というのがどういう形で市民にお返ししていくのか、一部その支出金というのがあると思うんですが、その額は考えないとして、どういう形でお返ししていくような形になるのか、これはそのスケジュール的なところ今市として考えているもので結構ですのでお教えいただきたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 まずスケジュールからなんですけれども、これは県とか市町村にではなくて法律上平成30年4月からそれを受けて何かするというのは決まっているというふうになっています。それまでにはもちろん県のほうからいわゆる標準保険税率、これはそうしなければならぬものではないんですが、運営するに当たってこれぐらいの税率でなければ、のほうがいいんじゃないですかという県から示される標準保険税率、それと実際に運営に必要な納付金の額、これが年度内までには、先ほど年内と申しましたが、それは試算の数字とか含めてですけども、当然それは年度内には県から間違いなく来ますので、それを踏まえて市町村はそれぞれ納付金を納めていくということになります。なお、現在素案の段階ですが、県のほうでもこの国民健康保険の運営方針案というのをパブリックコメントで宮城県民並びにそういった方々につきましても公表しておりまして、その期間は3年間、まずは3年間その素案の方向で、決定すればそれは方針なんですけれども、それを3年でローリングさせていく。さらにその3年がたったらまた見直しして周知していくという流れになっています。だから市町村の立場としてですけども、それを当然同じ保険者として一緒にやっていくと。県と協働、同じ目線で対応していくことになりますので、それらも踏まえて塩竈市としても対応していくということになります。

それと2点目の基金のほうなんですけれども、基本的にはこれまでどおりでよくちまたで言われています都道府県単位化に踏まえてその基金が全部県のほうに行くのではないかというお話がありますが、これは現段階でそういったことは全くないと。では何のために市町村を都道府県単位化すると基金があるのかという話をよくされるんですけども、これは例えば納付金を納めるといったときに、塩竈市さん1億円納めてくださいという納付金の請求が来

たときに、実際税収いろいろほか補助金あったときに9,000万円しか用立てできなかった、この場合には市町村の基金を活用して足りない分を加えて納める。あるいは複数年税率で計算した場合に最初の年はどうしてもそうすると複数年で財政収支を見ると、黒字の部分が出ますからその分は一旦積み立てたりすると。これが市町村の基金の今後のあり方ということになっていきますので、そういった見方、方向性、スケジュールということになっておりますのでよろしく願いいたします。

○西村委員長 ほかにご発言ありませんか。土見委員。

○土見委員 そうするとまずはもう来年平成30年ですけれども、その3年ごとに見直しの形で図られていくということですね。わかりました。ありがとうございます。とりあえずそのところ、その最終的なところで県一本化というか、どれぐらいの期間で最終的に県で統一される水準に行くのかなというのがちょっと気になっていたところだったので。ありがとうございます。

○西村委員長 志野保険年金課長、どうぞ。

○志野健康福祉部保険年金課長 いわゆる都道府県単位化の保険税の水準が統一化されるかどうかというお話なんですけれども、今宮城県のその運営方針案の中では、現在これは決定稿ではないんですけれども、宮城県運営方針の中では、本市の場合には保険税というのは所得割と均等割、平等割、いわゆる頭数割と世帯割、3種類で構成されておるんですけれども、町村部、特に県内町村部多いんですけれども、そういった町村部のほうではそこに資産割というのがあります。塩竈市も以前資産割というのがあって、いわゆる固定資産税の何%という割合なんです。これがいわゆる四方式というのをとられている団体さんがあります。本市は三方式なんです、これをまず三方式に宮城県内統一しましょうと。3年後ぐらいをめどに統一しましょうと。それで保険料の統一はまだそういった明確な形は書いておりません。まずは宮城県内の市町村については、三方式で収れんしていきましようというのが現在のその流れというふうになります。保険税統一については特に明確な期日は今の運営方針案では書いていないという状況になっています。ですので今申し上げられるのはその方針案どおりであればですけれども、方針案どおりであれば三方式にするというのがまず大前提ということになっています。よろしく願いいたします。

○西村委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると最終的な落としどころというのはまだ先が見え

ていないというのが現状なのかなというふうになりまして、その中で今塩竈市のことを考えると、最終的にはその何年後かわからないですけども数値に県一本化のほうに、一本化というか同じ水準に落ち着くということなんですけれども、そこまでうまくランニングさせていくということを考えると、今は14億円積み上げありますよということもどうやってそこへ消化しながら落としていくかということを考えなければいけないというような認識でよろしいですか。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今ご指摘のとおりでございます。

○土見委員 ありがとうございます。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 それで先ほど来さまざまご意見出ております。それで浅野委員のほうからもその医療費あるいは突然の突発的な事態というようなことでさまざまご心配な点もあるということでありましたけれども、例えばその直近で言いますと震災という非常に大きなこともあったわけでありましたが、そういった突発的な医療費の急増というところに踏まえて国のほうからそこに措置する分はあったかと思いますが、その制度について当局のほうでご説明お願いしたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今小高委員からお話いただいた東日本大震災におきまして被災を受けた自治体にそういった交付金があったかどうかというご質問、確かにございます。塩竈市の規模ですと平成28年度は1億少し超えるぐらいというのが来ております。これは毎年毎年通知という形で来ておりますので、それが恒久的な措置ではないというのが大変な懸念材料でございます。現実にはその前の年の基準からそれを8掛けで落とされてきているという経緯も平成28年度はございましたので、ただご指摘のことについては今お話しさせていただいたとおり約1億を超える国からの交付金も来ているという現状はもちろんございます。以上です。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 先ほどお答え頂戴いたしました中で、突発的な事態に対応する部分での措置ということでは、恒久的という部分を求めているということではなくて、一時的に急騰した際に一定の措置もあるだろうと、こういうことでのそういった制度があるのではないかというふう

に思っております。

それで当然塩竈市、医療費がなかなか高いほうに位置するというような事情さまざまございますが、基本的にその国保制度といいますか、その仕組みそのものはこれは全自治体共通の仕組みとなっているわけでありまして、そういった中でその共通な仕組みの中で運用をこの間されてきて、それで震災といったような非常に特殊な突発的な事態もあった中で、塩竈市を含む県内一部の自治体のみが非常に基金残高が突出をしてきているということは、まさに国保の運営のあり方そのもので見た際に、当然その企業ではありませんのでその利潤を追求するというような部分が当然目的ではないとなった場合に、このようにどんどんどんどん基金が積み上がっていく状況というのはやはり、国保運営の失敗とまでは言わないですけども、考えなければいけないことなんだろうというふうに思っております。当然その財政が毎年赤字でどんどんマイナスが膨らんでいくというようなことは当然許されないことではありますが、その一方でため込みすぎということが言われてしまうような部分においても、財政においてはちょっとまずいのかなど。そういった点でちょっと例えば全国の自治体運営を比較をしてみますと、まず宮城県そのものが非常に基金が全国1位で多いという中で、塩竈市はその中でも2番目に位置をしているわけでありまして。ちなみに10億円以上保有している自治体、全国1,571自治体なわけですが、その中で52自治体、3%しかないというようなこともありまして、全国でほぼ共通な仕組みで運営をしている国保について、全国で3%、10億円以上を持っていると、人口比に照らしても非常に多いということもある中で、先ほど菊地委員おっしゃったように、この引き下げの決議そのものが、例えば12月あるいは3月といったところからのスタートで当局を縛るものではないというようなことを考えた以上、ぜひ当局に対してその財政の安定というのはもちろん前提な部分ではありますが、議会としてぜひ引き下げをしてほしいというところの後押しをしていくというのは必要なことじゃないかなというふうに思うわけでありまして。

それで先ほど来出ておりましたその突発的な事項に対応するための基金だというような内容に関して申し上げますれば、以前前回のこの委員会の中で適正保有額といいますか、その基金の積み上げ方といいますか、国の通知ではどういった部分で来ているかというようなところが、まさにその考え方に合致しているのかなというふうに思っております。その基金そのものの性格というものが、一つは突発的な事項に対応するものだというようなことを考えますれば、平成12年の通知でしたかね、課長のほうでその最低の部分の基金だというようなこ

とではありましたが、その点について見た際に、その通知にのっとり基金の保有額というのは大体いかにほどになるのかももう一度改めて確認をしたいと思います。

○西村委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今のご質問について6月も同様のご質問いただいております、具体的に改めて申し上げますと、当時は平成12年ですので、ちょっと現行の制度とはかなりかけ離れている、当時は後期高齢者医療制度とか介護制度もまだ端緒だったということで、かなり低めに見積もっているところがあるかと思うんですが、いずれにしろ平均年額の5%、いわゆる給付関係で5%以上に相当する額を積み立てることと。加えてこの基金の安定運営並びに国民健康保険の安定運営のことから保有が望ましいところの所要額を基金を造成に努めることということで、前回も申し上げさせていただいているとおり、本市のこの計算しますとおおむね1月分程度、約5億円程度が妥当な線かと。この通知からすると妥当な程度だというふうには捉えています。よろしく願いいたします。

○西村委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。その平成12年の国の通知でのとって考えますれば、その中に保険給付費額が含まれていると。あるいは今の制度にのっとり考えれば、後期高齢者支援金、前期高齢者と老人保健拠出金その他もろもろ合計の3カ年分の平均というようなことになってきます。その5%をとるとおよそ3億円というところで、これがその最低額としたときに、先ほど課長もおっしゃいました5億円というところ、この額について否定をするものではありませんが、この5億円というものと比較した際にもやはり非常に基金残高が多くなっているというようなことは、これはもう一目でわかるのではないかなというふうに思うわけでありませう。

それで今後の財政見通しというところを見ましても、平成27年度よりその基盤安定化基金のほうから1,700億円投じられております。塩竈市にも6,000万、7,000万円というところが来ていると。平成30年度これさらに拡充をされる見込みだというようなことも聞いておりますし、そういったことも考えれば、すぐすぐの引き下げ、幾ら幾ら引き下げといったところを縛るものでない以上、この引き下げを求める決議というものに対してこれ以上先延ばしする理由はないのかなというふうに思っております。

何やかんやと言っておきながらもう少しお話しいたしますが、いわゆる県単位化の部分、ここについてもちょっと情報等さまざまありましたので、意見を申し上げたいと思うわけであ

りますが、一つは納付金の部分でやはり皆さんご心配があるというようなお話がございました。そういった点におきましては、厚生労働省のほうで7月にその第3回試算の方針、通知をしたわけでありますが、その中でこれまで2回の試算では法定外繰入が認められなかったということで、自治体によっては保険料が最大7割増しになると、これ埼玉のほうでそういった試算も出たそうではあります、こういったところに非常に不安と怒りの声が上がったというようなこともありまして、それを踏まえての第3回試算の通知をされたということでもあります。その中身を見ますと、保険料負担の急変を極力避ける内容になったというようなことも出ておりまして、例えばその繰入の関係でありますとか、そういった部分についていわゆる激変緩和措置をしっかりとしなさいといったような通知を含めたその第3回試算の内容というものが県のほうに示されたというようなことも調査をしてみました。そういった中で実は県のほうからスケジュール表も頂戴してきまして、この中を見ますと9月にその試算に基づいて国保の運営協議会に適宜情報提供していくというような中身も示されておまして、年内ごろにはということでありましたが、ここについても早く示されてくるのかなというような手応えもあるわけでありまして、そういった点においてはその部分も加味して今回の決議というものをぜひ進めてもいいのかなというふうに思っているところであります。

それでちょっと自分で資料をごちゃごちゃにしちゃって、なかなか大変なんです、そういった点においては、仮に県の納付金が塩竈市のほうに一定以上多く来たと。なかなかこれは塩竈市として納めるのが大変だとなった際に、先ほど志野課長のほうでその基金を用いてその納付金に対して納めていくと。要は高すぎる納付金を全て市民に負担させることはなかなか難しいという観点において、その基金を利用して市民に課すいわゆる国保税というものを抑えていくといった考え方だと思んですが、それはまさに引き下げと同じことではないでしょうか。そういった点についてもその県単位化を見据えてこうした決議を挙げておくことで、その保険料の急変というところに対しても議会の後押しをしていくというような意味合いになるかと思しますので、その点を踏まえても今回の委員会の中でしっかりと決議をしていくということは妥当なことなのではないのかなというふうに思っております。私からは以上です。

○西村委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時03分 休憩

---

午後0時20分 再開

○西村委員長 では休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号については継続審査を求める意見がありますので、継続審査についてお諮りいたします。請願第5号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手多数であります。よって請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を終了いたします。

午後0時21分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 西村勝男